

ご契約者 各位

広島県中小企業共済協同組合

新型コロナウイルス感染症に関する共済契約のお取扱いについて  
(令和2年4月23日更新)

新型コロナウイルス感染症の影響により、ご契約者の皆様におかれましては、不自由な日常生活をお過ごしのことと拝察いたします。心よりお見舞い申し上げますとともに、この度の新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたご契約者の皆様に、当組合の共済契約のお取扱いをご案内申し上げます。

記

1. 共済金のお取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」は疾病に該当するため、死亡や高度障害の状態になられた場合や、同感染症の治療を目的として入院された場合は、共済金のお支払対象となります。

医療機関の事情等により、自宅またはその他の病院等とみなされる施設で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、疾病入院共済金のお支払対象としてお取扱いをさせていただきます。また、検査の結果、陰性と判定された場合でも、医師の指示で入院している場合には、同様に疾病入院共済金のお支払対象となります。

(疾病保障が付帯されている共済制度に限ります。)

2. 共済契約（継続手続き）のお取扱いについて

ご契約者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、ご契約の継続手続きや共済掛金の払込を通常どおり行うことが困難な状態となった場合は、その手続きおよび共済掛金の払込を令和2年9月30日まで延期することができます。

共済期間が終了した後でも、令和2年9月30日までに手続きならびに共済掛金の払込をいただくことで、その契約が継続されたものとしてお取扱いをさせていただきますので、まずは当組合または取扱いの代理所までご連絡ください。

以上

【お電話でのお問い合わせ】

広島県共済組合員相談室

フリーダイヤル 0120-708030 (平日 9:00~17:00)